

地域志向活動助成金制度 2024年度募集のご案内

あなたの活動を千葉商科大学がサポートします！

助成件数 最大 **6件**

助成額 1件につき、上限 **20万円**

活動期間 2024年5月1日（水）～2025年2月28日（金）

活動対象地域 市川市及び隣接する基礎自治体、または千葉県全体

※「千葉県全体」とは、千葉県内の2つ以上の市町村にまたがる取組も可とする。

申請方法 千葉商科大学公式Webサイトより、所定の申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、申請書類をデータで提出

申請期間 **2024年2月1日（木）～2月29日（木）**

一般の方が助成金の受給対象となった場合、その活動に関わる学生・教員を千葉商科大学でマッチングします！

千葉商科大学では、「地域志向活動助成金制度」を設置し、地域を志向した教育研究・社会貢献に資する活動を支援しています。

本制度は教職員や学生、一般の方を問わず、一定の条件の下にどなたでも申請していただくことができます。みなさまのご応募をお待ちしております。

詳細については、千葉商科大学公式Webサイトをご確認ください


申込み・
問合せ先

千葉商科大学 本館1階 地域連携推進センター（社会連携推進課）

〒272-8512 千葉県市川市国府台1-3-1 平日：9:00～17:00

TEL 047-320-8667 E-mail cucr@cuc.ac.jp

地域志向活動助成金募集概要（2024年度）

助成額	1件につき20万円以内
助成件数	1年度につき最大6件まで
「地域」の定義	当制度における「地域」とは、市川市及び隣接する基礎自治体、または千葉県全体を指す。 ※「隣接する基礎自治体」とは、江戸川区・葛飾区・松戸市・鎌ケ谷市・船橋市・浦安市を指す。※「千葉県全体」とは、千葉県内の2つ以上の市町村にまたがる取組も可とする。
活動期間	2024年5月1日（水）～2025年2月28日（金）
申請条件	<ul style="list-style-type: none">・申請者は、教職員、学生もしくは一般の方とする。・大学の教育研究・社会貢献に資する活動であり、かつ本学教員及び学生が連携しながら実施していく活動でなければならない。
申請方法	<ul style="list-style-type: none">・千葉商科大学Webサイトより、所定の申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、「応募用ファイル送信フォーム」から申請書類をデータで提出<ul style="list-style-type: none">◇ 地域志向活動助成金申請書 <所定様式>◇ 活動目的及び実施計画（様式1） <所定様式>◇ 予算計画書（様式2） <所定様式>◇ 活動に関連する資料 <自由様式> ※提出任意  <p>スマホ用QRコード</p>
申請期間	<u>2024年2月1日（木）～2月29日（木）</u>
結果通知	2024年4月30日（火）までに申請者全員に通知
活動成果の発表 （受給決定者のみ）	<ul style="list-style-type: none">・地域連携推進センターの事業（地域を志向する授業科目、フォーラム、セミナー等）において活動成果を発表し、大学に対して活動成果を還元すること。・学外で活動成果を発表する場合、または活動自体を行なう場合には、その発表媒体または活動にかかわる適切な媒体において本助成金の受給について記載すること。・活動成果をまとめ、報告書として提出すること。なお、報告書については、大学のWebサイトに掲載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><information> 「第14回CUC地域連携フォーラム」（2024年2月10日（土）において2023年度助成金受給団体による活動報告を予定しています。</p></div>
活動報告書提出期限 （受給決定者のみ）	2025年3月31日（月）17:00まで
申込み・問合せ先	千葉商科大学 本館1階 地域連携推進センター（社会連携推進課） TEL 047-320-8667 E-mail cucr@cuc.ac.jp
備考	<ul style="list-style-type: none">・本学専任教員以外の者が受給者に決定した場合は、専任教員1名を地域活動アドバイザーとして定めます。なお、地域活動アドバイザーは、受給者、本学教員および学生が連携することにより、相互に効果が得られるよう活動を補佐することを任務とします。・当制度は事情により助成内容を変更する場合があります。予めご了承ください。・当制度に関する経費使用については、地域志向活動助成金規程（本学Webサイト掲載）第12条～第17条をご参照ください。・当制度に関する規程の詳細、申請の手続き等については地域連携推進センター（社会連携推進課）までお問い合わせください。